

小さなお店応援チケット取扱店募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内の小規模事業者（一部条件を満たす中小企業者を含む）の経営及び市民の家計を支援することを目的に、小さなお店応援チケット（以下「チケット」という。）を発行する本事業において、チケットの取扱事業者を募集する。

1.対象者

市内に店舗や事業所等があり、「小規模事業者」及び「箕面商工会議所会員または箕面市商店会連合会に加入する中小企業者」が対象となります。

	中小企業者 ※どちらかに該当する		小規模事業者
	資本金の額 又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下 (宿泊業及び娯楽業は20人以下)
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下	20人以下

ただし、以下の事業者は対象外です。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、また暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の行うもの
- ・法令または公序良俗に反するもの

2.申請方法

チケット取扱店として登録を希望される方は、同封の登録申込書（別紙③）に必要事項を記入し、郵送・持参・FAX・ネット申込のいずれかの方法で、令和3年2月22日（月）までに箕面商工会議所へご提出ください。



※ネット申込 URL <https://news.minoh.net/chisanaomiseouen/touroku>

※登録申請書等は箕面商工会議所ホームページからもダウンロードできます。

※店舗等が複数あり、登録申込書が複数枚必要な方は、必要枚数をコピーするかホームページからダウンロードしてご利用ください。

※2月22日（月）までにご提出いただいた場合は、チケット販売時に購入者に配布する「チケット取扱店舗一覧」に掲載します。なお、2月22日（月）以降も随時申請の受付を行い、小さなお店応援チケット専用ホームページ上にて店舗一覧に掲載いたします。

3.小さなお店応援チケットの概要

- 発行総額 1億2,000万円
- プレミアム率 20%
- チケットの種類 チケット1枚当たりの額面は500円とし、12枚一綴りで1冊とします。
- 販売価格 1冊5,000円（6,000円分）で販売
- チケット販売対象者 箕面市民のかた
- 販売方法 箕面商工会議所の指定する窓口にて販売します。（抽選方式）
- 販売期間 令和3年4月1日（木）～令和3年6月30日（水）※なくなり次第終了

4.取扱事業者の業務

- 取扱事業者は、5 に示すチケットの使用可能期間内にチケットを持参した方に記載金額に相当するサービスの提供を行ってください。額面に満たない場合でもお釣りを支払うことはできません。
- チケットを受領した場合は、使用済みであることを明示するために、券裏面の取扱店欄に店名をインク（ボールペン等）にて記入するか、押印してください。チケットは切り取り線でスマ切りし、切り取った部分は事業が終了するまで保管しておいてください。また、チケットは換金手続きをスムーズに行うため、1枚ずつ切り離しておいてください。

5.小さなお店応援チケット使用可能期間

令和3年4月1日（木）～令和3年6月30日（水）

6.換金請求手続

- 取扱事業者は、箕面商工会議所が指定する方法・場所に使用済みチケットを送付し換金請求してください。
 - 換金にかかる委託事業者が換金請求書を受理してから、事前に登録された金融機関預金口座に2週間程度で振込をします。
 - 換金請求は、当月分を翌月に請求することとし、令和3年5月1日（土）から令和3年8月31日（火）までの期間（土日祝除く）に行うものとします（必着）。期限を過ぎての換金はできません。
- ※記載事項は今後変更になる可能性がございますのであらかじめご了承ください。詳細については、取扱店として登録後に交付します「取扱店の手引き」にてご確認ください。

7. 小さなお店応援チケットで販売できない商品、サービス

次に掲げる商品、サービスは販売することはできません。

- 不動産や金融商品等、明らかな資産形成を目的としたもの
- たばこ
- 換金性の高いもの（商品券、プリペイドカード、図書カード、切手、官製はがき、印紙等）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 国税、地方税や使用料の公租公課、公営ギャンブル

8.登録の取り消し等

箕面商工会議所は、この要項の各事項及び下記責務に違反するとき、換金の拒否、取扱事業者の取り消しを行うことができます。

（取扱事業者の責務）

- 配布する取扱事業者を示すステッカー等を消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示してください。
- 通常の注意を持ってすれば偽造されたものと判別できる等の不正チケットの受け取りは、取扱事業者の責任となりますので十分注意してください。また、その種の事案が発生した場合は、すみやかに箕面商工会議所まで連絡してください。
- チケットの受け取りを拒むことはできません。
- チケットの交換、譲渡、及び売買を行うことはできません。
- 登録申込書には正確な情報を記載してください。
- その他、箕面商工会議所からの指示を遵守してください。

9.取扱店のPR

箕面商工会議所は、登録申込書に記載された内容に基づき、ホームページ等に掲載することにより取扱店のPRを行います。

お問い合わせ先・登録申込書提出先 箕面商工会議所 住所 〒562-0003 箕面市西小路3-2-30 TEL 072-721-1300 FAX 072-721-1305
--